

第8回教育委員会会議

1 日時 令和4年5月17日（火） 午後3時30分～午後5時

2 場所 大阪市教育センター5階 講義室

3 出席者

多田 勝哉 教育長
森末 尚孝 教育長職務代理者
平井 正朗 教育長職務代理者
翼 樹理 委員
大竹 伸一 委員
栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長
山口 照美 港区担当教育次長
塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長
大継 章嘉 教育監
川本 祥生 総務部長
忍 康彦 教務部長
福山 英利 指導部長
本 教宏 第1教育ブロック担当部長
村川 智和 総務課長
橋本 洋祐 連絡調整担当課長
笹田 愛子 学校適正配置担当課長
上田 慎一 教職員服務・監察担当課長
古田 晃久 首席指導主事
小花 浩文 首席指導主事

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第57号 大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について

議案第58号 職員の人事について

報告第9号 職員の人事について

報告第10号 令和3年度争訟事務の委任にかかる報告について

協議題第9号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

なお、議案第58号及び協議題第9号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第10号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第9号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

総務部教育政策課担当係長、砂敬三が保健所感染症対策課長代理に昇任の上転出する。その後任として、教務部教職員人事担当勤務の東慎也を昇任の上充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第57号「大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市学校適正配置審議会は、市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策について、教育委員会に意見具申するために設置しているものである。産経新聞論説委員である山上直子氏について、令和4年5月1日付け同新聞本社所属からの異動に伴う委員変更の申し出があった。本日ご承認いただければ5月17日付で本委員を解嘱し、その後任として、産経新聞社から推薦のあった同論説委員の木村さやか氏を5月18日付けで新たに委嘱したい。任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条第1項により、前任者の残任期間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第10号「令和3年度争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第2条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告するものである。報告案件は訴訟と人事委員会の審査、合わせて13件である。内訳は終結したものが3件、新規が4件、継続しているものが6件である。

裁判所関係の終結事案について、1番は、市立小学校に勤務していた管理作業員が、概要に記載の内容について懲戒免職処分を受けて、この処分及び退職手当の支給制限処分の取り消しを求めていたものであるが、原告からの訴えの取り下げにより事件終了となった。2番は、市立特別支援学校に勤務していた事務職員7名が時間外勤務等命令簿に不適正な記載を行ったとして、平成24年8月に懲戒処分を受けており、そのうち4名がその処分の取り消しと損害賠償を求めたものである。事前の人事委員会の審査請求では令和2年3月に採決が出ており、4名中2名についてはより軽い処分へ修正するもの、2名については原処分を承認するものであった。これらについての判決は、原処分に裁量逸脱の内容は認められないとして、いずれも棄却としている。

裁判所関係の新規事案について、3番は2番の判決に対して原告が控訴したものである。継続中の事案について、4番は市立中学校に勤務していた教諭が、勤務校の卒業証書授与式において起立による国歌斉唱しなかったことが職務命令違反及び市条例に違反するとして懲戒処分を受け、この取り消しを求めているものである。事前の人事委員会の審査請求では、令和2年6月22日に原処分を承認する旨の裁決が出ている。

次に人事委員会関係の終結事案について、5番は、市立小学校教諭が罰金40万円の略式命令及び懲戒免職の処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求をしていたが、令和3年5月13日付けの原処分を容認する裁決をもって終結した。人事委員会関係の新規事案について、6番は、市立小学校教諭が減給処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求をしたものである。7番について、市立小学校の教頭が令和2年度の人事評価において不当に低い評価を受けたとして、賞与削減の回復を求めて措置要求をしているものである。8番について、市立中学校の講師が懲戒免職処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求しているものである。9番から13番は、人事委員会関係の継続中の事案である。9番は、市立中学校教諭が指導改善研修で改善が見られなかったとして分限免職処分を受けていたところ、処分の取り消しを求めて審査請求したものである。10番は、市立中学校教諭が平成30年2月17日から31年2月頃にかけて、服務規律違反に該当する行為により減給3月の処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求をしたものである。11番は、市立中学校教諭が平成30年度の人事評価について、自らの評価が低すぎるとして人事評価のやり直しと、さらに上位の評価区分となった場合の給与の差額分を求めて措置要求をしているものである。12番は、市立小学校の校長が契約手続き違反行為や教育委員会事務局への虚偽報告等について停職処分を受けており、この処分を不服として審査請求をしたものである。13番は、市立小学校の再任用教諭が服務規律違反行為等により停職処分を受けていたところ、この処分が不服として審査請求を行ったものである。また、市長が所管する損害賠償請求事件等で教育委員会が関連するものの概要などを参考に記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 控訴されている事案については、判決が確定していないので、敗訴が確定と書いてしまうと、控訴されずに確定したということになるので、表現を修正いただきたいと思います。参考資料の市長が所管する案件についても、教育委員会事務局の対応が必要だと思いますが、かなりの案件数で大変だろうなという印象があります。私の認識では、大阪市の方針として、委任する法律事務所は分散させる方針になったと思うのですが、実際には特定の方に集中していて、その理由は何かあるのであれば教えてください。

【川本総務部長】 ご指摘の表現については修正をさせていただきます。法律事務所への委任については、総務局と一緒にやっている関係がございますので、偏りがある理由は

確認できません。

【森末委員】 悪いと言っているわけではありません。私が知っている限りでは、橋下市長になってから分散する傾向にあったものですから。あんまり集中すると、他の事件もあるでしょうから、かける力もちょっと薄くなる可能性だってありますので、その辺もちょっと気をつけていただきたいと思います。

【川本総務部長】 承知いたしました。

【多田教育長】 それでは、先ほどの議案書の誤った表現については修正をするということでお願いいたします。

協議題第9号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要について、令和元年9月24日に当時小学校5年の女子児童が自宅マンションから飛び降りて死亡した、大変痛ましい事案である。本件児童が残したメモにいじめを受けたと疑われる内容が記載されていたことから、同年9月27日にいじめ重大事態として市長に報告を行った。次に第三者委員会設置にかかる経過として、学校において当該児童の持ち物等の確認、関係教員からの聴き取り、過去のいじめアンケートの確認等、様々な調査を行ったが、本事案においてはいじめ行為に関する具体的に特定しうる情報は得られず、結果として、当該児童保護者から市長設置の第三者委員会で調査してほしい旨の申し出を受けたところである。

令和2年になって第1回の部会が開催され、令和4年4月27日に部会長より報告がなされたところである。報告書の内容について、いじめとして8点認定をされているが、いじめと自死の因果関係について述べられているのは主な3点となっている。

1点目は7月19日頃、他の児童4人とクレーンゲームを行った際、他の児童に貸した金銭、これについては誰にどれぐらい貸したかというの調査でもわかつていないが、その返還を受けられなかったこと。2点目については、どのような状況で死ねと言われたのかまでは認定するに至っていないが、当時、当該グループの周辺グループでは、死ね、うざい、消えろといった言葉が用いられており、当該児童に対してもそういう言葉を言われるのを聞いた児童もいるということである。3点目は、他の児童から当該児童に対し、内容までは特定できないが、苦痛を感じるような内容、やや卑猥な内容の発言を向けら

れ、また当該児童への身体的な接触を図ろうとしたものである。

一方でいじめと自死の因果関係としては、先にご説明したいじめと認定された3点のうち、何らかの影響はあったとするものの、上記行為を行った加害児童を確定できないものもあるが、遊び仲間であり、彼らとの関係は著しく悪かったとは考えにくく、上記行為は法が定めるいじめには該当するが悪意がほとんどなく、社会通念上のいじめとまではいえないとしている。学校が嫌で死にたいという思い自体は金銭問題や死ねと言われたこと以前に生じていたというふうに思われ、これ以外の要因がより重要であるとされている。

続いて自死に至った原因の全体像であるが、元々当該児童については小学校3年生、4年生頃から学校が楽しくないという学校生活への負担感が小学校5年生の1学期の間にさらに強まり、学校が嫌いという思いを抱くようになったところである。その後、死にたいという思いが強くなり、自死を選ぶ主要な原因となったと思われる、とされている。その上で金銭問題や死ねと言われたこと、また他の児童がふざけて当該児童への身体の接触を図ろうとした際、他の児童を叩いてしまった当該児童への学校の指導のあり方が相まって自死の実行に至ったのではないかと判断するのが適切ではないかとされている。

次に当時の学校、市教委の問題点として、自殺の背景調査の意義に対する理解の欠如であるとか、当該校において校内いじめ対策委員会が機能していなかったこと、同じく当該校においていじめの認知件数が少なく、教育委員会としても指導を行っていなかったということが挙げられている。加えて、大阪市のいじめ解消率が全国に比して高く、教育委員会としていじめの解消の基準を理解していないのではないかと考えられる、ということである。当該児童の2年生、3年生のいじめアンケートの回答の中身については、家族や兄に叩かれたという内容だが、当時それを重要視しなかった、また、学力経年調査の中で、学校に行くのは楽しいと思わないと2年連続で記載していたことに対し、学校側の関わりが見受けられなかつたということが指摘されている。本件事案発生後の市教委の対応については、学校における緊急対応の手引きに則した対応が十分ではなかった、校内体制、役割分担の構築を校長1人に任せて、教育委員会も指導、助言しきれなかつたということが挙げられている。最後に遺族の当時の希望により、事故死として公表してしまったことについても挙げられている。また、当該児童のきょうだい、遺族に対するケアの検討が十分でなかつたこと、いじめの可能性という認識に立ちながらも、いじめの事実の詳細が確定しないことからいじめの認定ができないと表明してしまったことなどが指摘されている。引き続き、報告書に記載されている主な提言に対する現状の考え方について説明する。

今回の報告書の中で市教委に対する主な提言内容について、まず1点目が、各学校において大阪市のいじめ対策基本方針に沿った制度や活動が実施されているかどうかを点検することである。これについては令和2年の報告書を受けて以降、各教育ブロック担当指導主事が各校の状況について点検を行っており、引き続き点検を実施してまいりたいと考えている。次に、管理職及びいじめ対策組織の担当教員に対する周知、研修の実施であり、これについても令和2年の報告書以降、全教職員を対象として、いじめの対応及び大阪市いじめ基本方針の理解に関する研修を実施している。その際、振り返りチェックシートを各教職員が実施し、理解度の確認を行っている。これについても引き続き、組織的な対応を考えている。次に、児童生徒の悩みに対する専門家の援助が得られるような仕組みの構築であるが、これについては既にスクールカウンセラーの活用や、本市の開設するLINEを活用した相談窓口、その他の相談窓口各所について周知を行っている。また、事案が発生した時に弁護士と専門家チームをセットで派遣し、専門的な視点で学校への助言を行うスクールロイヤー事業についても、さらに周知を図ってまいりたい。

続いて、学校経年調査に付随する調査において、アンケートなどの記述を見落とさず、その原因を探ること、については、学力経年調査の質問紙の記載内容により指導するということは目的外利用ということになるので、提言を踏まえた上で、いじめアンケート等、様々なアンケート結果を活用するとともに、今後1人1台端末を活用し、心の天気をはじめとしたダッシュボード機能の活用を進めることで児童生徒の状況把握に努めてまいりたい。また、今回指摘されている、学校でもなかなか把握できない児童生徒の状況については、保護者と密に連携を図っていきたいということを、再度学校の方に徹底をしていく。

続いて、自殺の背景調査の指針に基づく調査の必要性を周知することであるが、現状で自死等が発生すると、当該校にすぐに指導主事が行き、調査の指針等に基づいた調査内容を学校長にそのまま指導して実施をしているが、現在行っている自殺予防の研修時に併せて周知することを検討している。次に、大阪市教育委員会の中にいじめ及び自殺に専従する指導主事をつくることを検討することについて、これは現状においてもいじめ問題に関わる各部署が所管業務を各ブロックとの間で情報共有しており、学校での解決が困難な事案については専門家チーム、いじめ対策チームの設置を行って組織的に対応している。また本事案発生後になるが、令和2年度より指導部内において指導主事の増員を行って、各4ブロック化を進めており、きめ細かい対応を行う中で担当者を決めて指導主事の専門性についての研修に取り組み、改めて事案発生時に即応できる体制に努めてまいりとともに、

新たな体制の必要性についても今後検討を進めてまいりたい。

次に、提言に合わせて教育委員会の方に被害者の保護者の方から要望書が提出されているので、ご確認いただきたい。なお、提言に対する措置内容については、いじめ対策チームの意見も踏まえ、7月ないし8月までには改めて成案として諮ってまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【巽委員】 いじめについて考える日とありますが、子どもの学校では先週、いじめについて考える週というのがありました。子どもからもこんな形で先生からお話があって、というのを聞き、日常生活の出来事からどんな時学校に行きたくないのかとか、どうしたら嫌な気持ちになるのかとか、本当にうまく、子どもたちが話し合える場を設けているという印象を受けました。私からは1点質問なのですが、報告書にも、アンケートではいじめに関する情報が得られなかったという記載があったと思うが、昨年から1人1台端末のダッシュボード機能、心の天気などがあったと思うのですが、端末で色々な情報が送れると思われます。おそらく紙のアンケートでは、例えば隣の子にいじめられていたら、いじめがあるとは書けないと思います。だから端末の活用に期待している部分はあるんですけど、何か良い面も悪い面も変化があつたら教えていただきたいと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 昨年の5月からいじめアンケートについては1人1台端末を利用した調査の実施が可能というふうに聞いております。紙での実施の際には、アンケート自体を教育委員会の方に提出ということはありませんでしたので、どういった変化があったかについては、今後いずれかの学校に聞いてみて集約をしていきたいと思っております。委員ご指摘のように、今後オンライン化した良さというのが出てくると思っておりますので今年度については昨年度と比較してどうだったのかというのを検証してまいりたいと思っております。

【栗林委員】 巽委員がおっしゃったように、いじめ案件にどのような対応を図っていくかという問題もあるかと思いますけども、私自身は、大阪教育大学の池田小学校事件の対応の問題と非常によく似ているところがあると感じています。児童が自死によって亡くなられたという個別案件について、全体を現段階において集約し、これからの対応、教育委員会としてはこんなふうにしていったらどうかという議論は、私自身は適切だと考えております。この事案自体に関していうと、やっぱり、命が戻ってこないということに対して教育委員会、学校、それからご遺族が同じようにそのことを共有しあって、共に今後に

向けた対応を図っていくという、そういう共通の認識に至るということが非常に大切ななんじやないかなと思います。できるだけご遺族に、ご配慮いただけたらと思います。

【大竹委員】 大阪市のいじめ解消率が高いということについて、教育委員会がよく理解していないのではということが言われていますが、教育委員会事務局としても色々やられていると思いますし、現場の先生も取り組んでいるので、単に他と比べて解消率が高いからおかしいというように指摘されるのは、現場の先生方の努力を台無しにするので、きっと反論するところは、教育委員会としての見解ですね、これはしっかり述べられた方がいいと思います。また、保護者の方にぜひ寄り添った対応をしていくということを原則に、かといって、できないことを頑張りますというのもおかしな話になります。ぜひ注意しながら対応していただければ有難いと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。いじめの解消率ですが、平成28年度までは非常に低かったのですが、我々の方も学校現場に働きかけた上で、小さな案件でも必ず報告するようにという取組をこの間進めてきた結果でもあるのかと考えております。研修などを活用して、いじめが起こってから3ヶ月は見るといったところを再度周知した上で、この数字がどう変わっていくのかについては、我々の方も注視をしてまいります。

【森末委員】 学校あるいは学校長の対応について書かれていますよね。それは教育委員会として確認していただきたい。

あと、自死の表現で、保護者の方がこれは自死って言わないでほしい、というのは必ずあると思うんですよ。その時にどんな表現とするかはある程度統一しておく必要があると思います。それから、いじめの定義と解消率の定義について、学校も市教委も分かっていないという指摘は、本当にそうなのかどうか確認すべきだと思いますし、仮にそうだとすると趣旨の徹底をしないといけない。それから要望書の回答につきましては、時間かかることもお伝えして、迅速に、かつ、本当に集中的にやらないといけません。できなきことは、何故できないのかというのも詳しく理由を考えないといけないなと思っております。

【本第1教育ブロック担当部長】 我々としても校長の発言などにつきまして、確認をしてまいります。解消率については、事務局から再度、学校現場の方に定義を周知した上で減るのか減らないのかを見ていきたいと考えております。

【平井委員】 特にいじめについては具体的な取組をより明確化していく必要があると思います。予測不能な問題が山積する中、家庭環境が大きく変容しています。学校だけで

は対応が難しくなっている事案も多々、見受けられます。既存の取組、例えば、いじめアンケートの活用の仕方なども精査し、さらに効果的な教学マネジメントが展開できるようにしていかなければならない時期にきてていると思います。児童・生徒がいじめを感じ、SOSを発したら即対応、これが原則ですが、その段階ではかなり深刻なケースになっている事例が見受けられます。大事なのは日々の観察と初期指導。このあたりの基本的な指導ができるような体制づくり、環境づくりが喫緊の課題です。保護者への説明責任についてもわかりやすい言葉で、エビデンスをもって対応できるようにしなければなりません。寄り添う、横に立つ姿勢が問われている点を強調しておきたいと思います。令和の日本型学校教育なども参考にして、本質的なところにアプローチしていくべきでしょう。

【多田教育長】 ありがとうございます。様々なご意見をいただきました。過日、市長の方からも、1人の子どもの尊い命が失われたということを大変重く受け止めているということで、先ほど平井委員の方からもございましたように、家庭内なり子どもなりを直接援助していくような方策も考えられないかと、そんなコメントもいただいております。これまで前回の自死事案を受けた形で、いじめの基本方針の改定を経て、第三者委員会の常設化ですか、様々な取組もしておりますけれども、今回この報告をいただきましたので、改めてそういう組織体制、運営上の課題なりの点検であったり改善の方法であったり、それと教育委員会事務局の方でも、今の組織運営の形でいいのかどうかといったようなこともよく考えて、検討のうえまとめていけたらと思っております。

【森末委員】 先ほどの自死の表現について、言葉を検討してもらうようにお願いします。

【古田首席指導主事】 現在ですが、この事案を受けまして指導主事には、お亡くなりになられたという事実のみを伝えるように周知しております。

【森末委員】 そうですね。私もそう思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。それでは本日の意見を踏まえまして、引き続き進めるということでお願いをしたいと思います。

議案第58号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給6月とする。

当該教諭は、顧問を務めていた部の部員らに対して暴力行為を行い、これらについて速や

かに管理職に報告することを怠った。令和2年12月下旬、部員2名が無断で他校の練習に参加をしたため、当該教諭は指導を行ったが、この指導の時に臀部を足の甲で1回ずつ蹴った。令和3年4月中旬の公式戦において、部員9名が通常の力が出せていないと考え、奮起を促すために激励の声かけをしながら肩甲骨付近を両手で1回ずつ押した。また、部員らの臀部を足の甲で1回ずつ蹴った。さらにキャプテンに対しては臀部を足の甲で1回蹴った。事案発覚については、令和3年4月の事案について、公式戦に参加をしていた他校の教諭から報告があったため、教育委員会事務局において調査を始めた。当該教諭は事実を認め、令和2年12月の事案についても申告をした。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この生徒は私立のバレーボールの練習に参加していますが、当該中学はこの実態を把握していたのでしょうか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 当該中学校として、このことについては把握できていなかったとのことです。たまたまこの当該部員の弟も同じ部活に入っていて、その中でこの教員に、今日兄がこういうことで行っているという話をして、この教員がその参加を把握したという経緯がございました。

【平井委員】 ルール違反となると学校の責任が問われます。再発防止に向けて指導をお願いしたく思います。

【忍教務部長】 ありがとうございます。今いただきました助言を踏まえまして、今後こういうことが起こらないようにさせていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員